

● 税源委譲に隠された庶民増税の構図とは ●

意外と
知らない

住民税の仕組みと改正の意味



日本のサラリーマンは税金を源泉徴収されているため、納税意識が希薄との意見がありますが、それでも所得税についてはそれなりの関心と節税意識が持たれていると思います。それに対し、住民税については盲点というか、二の次にされるきらいがあります。

ちょうど年末調整の時期であり、来年度は国と地方の税源配分の見直しがあることから、今回は住民税の基本的な仕組みと税源配分の見直しの舞台裏を取りあげてみます。

■ 所得税は前払い、住民税は後払い

所得税が国税で、住民税は都道府県と市町村に納める地方税であることは、誰でも知っていますが、納め方はどうでしょうか？所得税は前払い、住民税は後払いなのです。

住民税は前年の所得にかかってくる後払いの税金です。例えば就職 1 年目は住民税がゼロだったが 2 年目は住民税がかかり、かえって手取額が減ったとか、逆に失業した翌年は前年の所得に応じた住民税がかかったという話はよく聞きます。

住民税は後払いというのはわかるが、所得税が前払いというのはわからない。給与から天引きされるのだから、少なくとも同時払いではないか、という疑問をお持ちではないでしょうか。

本来所得税は 1 年間の所得が確定したあと、翌年の 2～3 月に確定申告すればよいものです。しかし、サラリーマンの所得税については毎月会社が源泉徴収して社員に代わって国に納税する仕組みをとっており、しかも毎月源泉徴収されるのはあくまでも仮の税額です。年の途中で結婚や出産で扶養親族が増減したり、生命保険料等の支払いにより、年間の所得が左右されます。そこで、年末調整といって 1 年の最後に会社が過不足を精算しているのですから、間違いなく前払いなのです。

- 所得税は本人が、住民税は行政が税額を決める -

所得税と住民税では、誰が税額を決めるのかという点も違います。前者は確定申告にせよ、年末調整にせよ、納税者側が税額を決めるのに対し、後者は市区町村が税額を決めます。そのためには本人の前年中の所得金額がわからなくてはなりません。その資料となるのが「給与の支払報告書」です。前年に本人が在職していた会社や事業主から本人の住んでいる市区町村に送付され、これに基づき住民税が計算されます。裏を返せば、これが市町村に送付されないと、本人の所得は補足されないで住民税はかかりません。

奥様がパートで 103 万円以上収入があるにもかかわらず、本人は確定申告していないので、夫に扶養されているといってもバレないだろうと考え、夫の会社には被扶養配偶者として申告するケースがたまにあります。確かに夫の会社は真偽を鑑定しませんが、奥様の勤務先が給与の支払報告書を市区町村に提出するため、そのルートで夫の会社にお尋ねがあり発覚することがあります。

■ 具体的な納税の仕組み

住民税は後払いとしても、具体的にどうやって納付するのかが意外と盲点になります。納付の仕方は2通りあり、一つは普通徴収、もう一つは特別徴収です。

○ 普通徴収(本人払い)

その年の6月頃に市区町村から本人に納付書が送付され、それに基づき銀行等で払います。納期は通常6月、8月、10月と翌年1月の4回です。この方法をとるのは一般的には自営業者等ですが、サラリーマンでも会社が特別徴収をしない場合は普通徴収となります。

○ 特別徴収(天引き払い)

市区町村から給与の支払者である会社を通じて本人に「毎月給与からこのくらいの住民税を引きますよ」という主旨の通知があります。それに基づき、会社が6月から翌年5月の12回にわたり、月々の給与から天引きし、本人に代わって翌月10日までに納付します。

- 年途中で退職した場合 -

ところで、特別徴収の場合、その社員が退職してしまうと翌月以降の給与から徴収できません。そのとき徴収できなくなった残りの住民税はどうやって納めるのかという問題があります。ある意味では最も重要なことです。原則として会社が普通徴収に切り替え、本人に直接納付してもらいますが、次の3つの例外があります。

本人が再就職し、再就職先で引き続き徴収されることを申し出た場合

→ 再就職先が引き続き特別徴収し、市区町村に納付することになります

6月1日から12月31日までの間に退職した人で、残りの税額を最後の給与または退職金などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合は、まとめて天引きする

→ 申し出がなければ、会社が市区町村に普通徴収への切り替えを依頼します

1月1日から5月31日までの間に退職した人。この場合は本人の申し出がなくても、残りの額を天引きします(但し、 の場合を除く)

→ と同様に最後の給与で、5月までの残りの住民税をまとめて天引きします。

- 特別徴収のメリット、デメリット -

特別徴収ですが、メリットは概ね本人側にあり、会社にとってはデメリットもしくはリスクが大だといえます。本人のメリットは、給与天引きなので払い忘れがない、1回当たりの支払金額が少なく、負担感が比較的小さいという点です。

これに対して、会社のデメリットは、住民税を天引きし忘れたり、そのタイミングを逸した場合に会社が立て替えて納付しなければならないという点です。立て替えた分は別途、本人から回収しなければなりませんが、現実問題として容易なことではなく、それが心配ならば初めから普通徴収とするか、普通徴収に切り替えることをお勧めします。

ここでトンデモない事例を一つ紹介します。市区町村に特別徴収をするという届出を出さないままに給与から毎年同額の住民税を天引きし、当然ながら市区町村から会社には納付書が送られてこないため、納付をしたためしが無いという会社がありました。天引きされた住民税はそのまま会社の預かり金となり、やがて事業資金として使われ、果たせるかな、一昨年に倒産。

これは社長の悪意というよりは、事務担当者が退職し、社長以下社員全員、誰も住民税の仕組みをご存知なかったためです。

■ 税率改正は実は増税？ という見方

ところで、税源委譲(セイゲンシヨウ)という言葉に耳にしたことはありませんか？ これは地方分権を進めるため、国(所得税)から地方(住民税)への税金の移し変えのことを指します。それに伴い、所得税と住民税の税率が次のように変わります。概ね中低所得層は、所得税が平成19年1月から減り、住民税が平成19年6月から増えることになります。

所得税の改正前の税率			所得税の改正後税率 19年1月以後	
課税される所得	税率		課税される所得	税率
330 万円以下の金額	10%		195 万円以下の金額	5%
900 万円以下の金額	20%		330 万円以下の金額	10%
1,800 万円以下の金額	30%		695 万円以下の金額	20%
1,800 万円超の金額	37%		900 万円以下の金額	23%

住民税の改正前の税率			住民税の改正後税率 19年6月以後	
課税される所得	税率		課税される所得	税率
200 万円以下の金額	5%		一律	10%
700 万円以下の金額	10%			

700 万円超の金額	13%			
------------	-----	--	--	--

政府は、この税源委譲によって所得税と住民税を合わせた全体の税負担は増えない、つまり所得税が減った分だけ住民税が増えるので増税ではない、と力説しています。増税どころか、所得税の減税時期の方が早いので何だかトクをしたような錯覚すらします。しかし、押しなべて中低所得層にとっては増税、高所得者層は減税になります。理由は以下のとおりです。

- ・19年分の所得にかかる所得税は19年に納めます
- ・19年分の所得にかかる住民税は20年に納めます

同時期にスタートするならば、所得税は19年1月分から減り、住民税は20年6月分から増えるのがスジです。それに対して、実際の住民税が19年の6月の納付分から増えるということは、18年の所得分から増えることを意味します。角度を変えると、所得税は19年分から減り、住民税はそれよりも1年早い18年分から増えるということになります。

低中所得層は所得税が減り、住民税が増える傾向にあるのでトータルでは増税。逆に高所得層は所得税が増え、住民税が減る傾向にあるのでトータルでは減税。所得格差が一層進みます。

こうした、「時間差」による住民税の負担増を緩和するために、一定の条件(=一定所得以下を指すものと思われる)を満たすものについては、申告により20年度の住民税を改正前の税率まで減税するという経過措置がとられる模様です。逆に言えば知らないままで申告をしないでいると、負担増を取り戻すせっかくの機会を逸してしまいます。



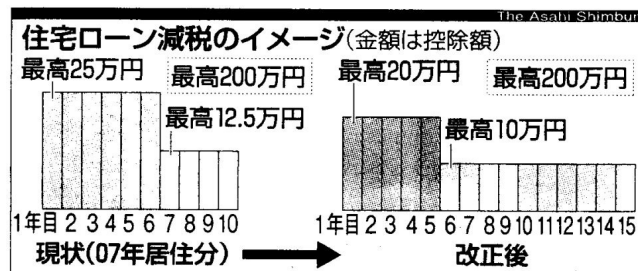
私は、年末調整でいわゆる住宅ローン控除により所得税を全額減税してもらっています。ところが来年6月から住民税が増え、代わりに1月から所得税が減るといっても、もともと所得税を払わなくてもいいのだから、所得税が減っても何らメリットはありません。単に住民税が増えるだけです。何か救済策が設けられないものなのでしょうか?

■ 減税期間延長の見通し

まさにそのとおりであり、国から地方への税源委譲の影響で中低所得層の中に「住宅ローン減税」の減税額が小さくなる人が出てきます。例えば、住宅ローン残高が2500万円ある人の場合、税額控除できるのは25万円。その人の所得税が14万円であれば、14万円すべてが減税されます。ところが税源委譲により所得税が7万円に減れば住宅ローン減税は7万円に半減されてしまいます。



そのため、現在様々な救済の仕方が検討されており、一つは翌年度の住民税で減額調整する措置(本来、住民税は住宅ローン減税の対象ではないので、別途地方に対し国費で補填)。もう一つが政府与党内の税制調査会の意向によるもので、住宅ローン減税の期間を現行の10年から15年程度に延長するという方法です。新聞報道によると財務省は後者を受け入れる見通しであり、先ほどの例では、現行制度だと期間10年の減税総額が70万円に対し、期間15年だと105万円になります。



■ むしろ、国保が高くなることがある

むしろ影響があるのは国民健康保険料(以下、国保料)です。国保料は市区町村が運営しているので計算方法はまちまちで、いくつかの項目を合計しなければならないなど複雑なため、ここではポイントのみ触れます。どの市区町村でも「所得割」といって、前年の収入が反映される項目があります。これは、前年の所得に連動させているところと、当年度の住民税に連動させているところに大別されます。いうまでもなく、の市区町村では今回の税源委譲の影響を直接受けることはありませんが、では住民税が増えれば、当然国保料も増えます。

余談ですが、住民税が安い市区町村があるのか?という質問をたまに受けます。住民税は所得に応じて決まる所得割と一律に掛かる均等割で構成されています。後者は人口規模によって最大1000円の格差があった時代もありましたが、現在は一律になりました。「住民税の安い町?幻想」というのは、どうも国保料とゴッチャにされて生まれたものと思います。